就学義務猶予免除者に対する教科書の無償給与について

文部科学省では、令和７年度において、病弱その他の理由によって義務教育諸学校に就学することができず、家庭、病院、児童福祉施設等で療養しながら勉学している児童生徒に対して、下記により、教科書を無償で給与します。教科書の給与を希望する児童生徒の保護者は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会に用意されている教科書給与申請書に所定の事項を記入し、令和７年５月３１日までに、市町村教育委員会に御提出ください。

（詳しくは、市町村教育委員会［

℡.　　］に御相談ください。）

記

１．教科書の給与が受けられる児童生徒

教科書の給与が受けられる児童生徒は、学校教育法(昭和２２年法律第２６号)第１８条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者（６才から１５才までの者）で、教科書の給与を希望する者です。

（なお、児童生徒が少年院に在院している場合、児童自立支援施設に入所中で、施設内において学校教育に準ずる学科指導を受けている場合は、別に措置されていますのでこの給与は受けられません。）

２．給与される教科書

給与される教科書は、給与を希望する児童生徒の住んでいる市町村の公立の小・中学校で使用されている教科書で、給与を希望する児童生徒の年齢相当の学年又はそれよりも低い学年用となります。また、一部の教科にあっては、特別支援学校用教科書が発行されていますので、希望によりその教科書が給与されます。なお、特別支援学校（視覚）の教科書を希望した場合には、文部科学省著作教科書（点字版）の給与となります。

３．教科書の給与申請の手続き

教科書の給与を希望する児童生徒の保護者は、市町村教育委員会に用意されている教科書給与申請書に所定の事項を記入し、令和７年５月３１日までに市町村教育委員会に提出してください。〆切後の申請は対応しかねますので、希望する場合は期限内に申請いただくようお願いします。

（なお、児童生徒が児童福祉法［昭和２２年法律第１６４号］第７条に規定する児童福祉施設又は第６条の２の２第３項に規定する指定発達支援医療機関に入所又は入院している場合は、児童福祉施設等の長が、保護者に代わって教科書の給与申請をすることもできます。）

教科書の給与決定は申請書に基づいて行われます。**義務教育諸学校に転入学した場合（申請取り下げ）や申請後に転居をした場合等は速やかに申請を行った市町村教育委員会に御連絡ください**。

４．教科書の給与の方法

文部科学省は、教科書給与決定通知書を申請者に送付します。申請者は、その教科書給与決定通知書に記載されている教科書・一般書籍供給会社又は教科書取扱書店で教科書を受領することになります。自宅等への配送は原則致しかねますので、申請者は決定通知書に記載箇所に訪問の上、教科書を受領する必要があることに御留意ください。教科書給与決定通知書の「受領確認欄」に日付及び受領者氏名を記入し、返付してください。なお、円滑な給与事務のため、提出いただいた申請者情報を文部科学省から教科書・一般書籍供給会社又は教科書取扱書店に提供すること、及び教科書給与決定通知後、教科書・一般書籍供給会社又は教科書取扱書店から申請者に直接御連絡する場合があることについて、予め御承知の上申請ください。

給与教科書は、給与決定通知後（概ね７月下旬）から１０月２０日までの受領が必要です。**期限後の給与は致しかねますので、期限内の教科書受領が確実に可能か予め十分に御確認の上、申請**いただくと共に、受領手続をお忘れ無きようお願いします。

文部科学省初等中等教育局教科書課